解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十二月二十二日役員会及び信者会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

石川県金沢市寺町四丁目一二番一一号

宗教法人神ながら教金城教会

清算人　中野　正幸

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年一月十七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

愛知県東海市荒尾町二本木九八番地

東海荒尾第二特定土地区画整理組合

代表清算人　蟹江　英吉

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年十二月二十六日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

兵庫県佐用郡佐用町佐用二六一一番地一

清算法人幕山土地改良区

代表清算人　高本　一三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市清水町一五〇番地三、最後の住所札幌市厚別区厚別南三丁目一番一〇―六〇二号　被相続人　亡　久永　芳邦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

札幌市中央区南二条西一〇丁目一〇〇〇―二〇ダイメックス札幌南2条ビル4階B

相続財産管理人　弁護士　阿部　竜司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大字関根字前浜四二番地二八、最後の住所青森県むつ市大字関根字鳥沢一二五番地一　被相続人　亡　家政豊四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

青森県むつ市小川町二丁目二番一号　渋谷

司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　澁谷　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市右籾二八五三番地、最後の住所茨城県土浦市小松三丁目一八番一八号飛羽ノ園　被相続人　亡　早坂　はつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

天野・竹若法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石山ありさ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市中央三丁目三五一五番地、最後の住所栃木県宇都宮市中央三丁目一五番九号　被相続人　亡　村田　ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

事務所栃木県宇都宮市花房一丁目一五番一八号栃のふたば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小坂　誉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市川島一一七九番地一、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　浅見　雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

群馬県渋川市中村一二一番地六　ＳＫビル三階　北毛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　眞庭裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市川島一二一〇番地二、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　萩原　光國

右被相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

群馬県渋川市中村一二一番地六　ＳＫビル三階　北毛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　眞庭裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市上小谷田三丁目一五七三番地、最後の住所埼玉県入間市扇町屋五丁目九番三号　被相続人　亡　齊藤　ナヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

埼玉県川越市中原町一―二―二　第二櫻進ビル四階Ｃ号室　蔵のまち法律事務所

相続財産管理人　清水　秀朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区南千住八丁目六一番地、最後の住所千葉県柏市松葉町五丁目五番地三棟五〇一号　被相続人　亡　上村　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

事務所千葉県柏市柏六丁目九番一八号　柏パークビル五階　柏の森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　尚道

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年一月二十三日

京都市北区紫野雲林院町一七番地オークプレイス京都北大路五一〇

株式会社田村

代表取締役　中山　和世

第９期決算公告

平成29年1月23日

京都市北区紫野雲林院町17番地
オークプレイス京都北大路510

株式会社田村

代表取締役　中山　和世

貸借対照表の要旨

（平成28年2月29日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	802
	固定資産	169,295
	合計	170,097
負債及び純資産の部	流動負債	2,827
	固定負債	101,037
	株主資本	66,231
	資本金	68,000
	利益剰余金	△1,768
	その他利益剰余金	△1,768
	（うち当期純損失）	（171）
	合計	170,097

第６期決算公告

平成29年1月23日

東京都文京区本駒込二丁目27番18―1201号

オホーツク企画株式会社

代表取締役　渡部　恒弘

貸借対照表の要旨

（平成28年9月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,719
	固定資産	120,000,000
	資産合計	120,065,719
負債及び純資産の部	流動負債	131,366,093
	株主資本	△11,300,374
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△14,300,374
	その他利益剰余金	△14,300,374
	（うち当期純損失）	（3,374,090）
	負債・純資産合計	120,065,719